

指定障がい福祉サービス事業所等のうち、一定の要件を満たす事業所を地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能の一部を担う事業所として位置付けて、各区における拠点等の面的整備を推進し、その機能の強化を図る

《背景》

- ・本市には多くの障がい福祉サービス等の事業所があり、相談や緊急時対応に関しても主体的な対応が行われている
- ・国の報酬改定において、拠点等であることを要件とする加算が創設され、障がい福祉サービス事業所等が拠点等の機能を担うことが期待されている

《拠点等に関する加算》

1 相談 機能

サービス種別	加算名称	概要
計画相談支援・障がい児相談支援	機能強化型 基本報酬	拠点等である事業所が協働体制を確保することにより、複数の事業所で、機能強化型（継続）サービス利用支援等の算定要件（24時間の連絡体制の確保・人員配置）を満たすことが可能

2 緊急時の受入・対応 機能

サービス種別	加算名称	概要
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けから24時間以内に行った場合 100単位/回（月2回を限度） 拠点等の場合 さらに50単位/回 加算
短期入所	地域生活支援拠点等の場合	拠点等である事業所がサービス提供を行った場合、利用を開始した日について、定める単位に さらに100単位/日 加算
自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ）	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、深夜に支援を行った場合 711単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日 加算
計画相談支援・障がい児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	拠点等である相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、短期入所利用のための連絡・調整を行った場合 700単位/回（月4回を限度）
地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、速やかに支援を行った場合 712単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日 加算

3 体験の機会・場 機能

サービス種別	加算名称	概要
地域移行支援	障がい福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ・Ⅱ）	障がい福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 初日から5日目 500単位/日 6日目から15日目 250単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日 加算
	体験宿泊加算（Ⅰ・Ⅱ）	単身での生活に向けて体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 加えて夜間・深夜帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合 700単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日 加算

5 地域の体制づくり 機能

サービス種別	加算名称	概要
計画相談支援・障がい児相談支援	地域体制強化共同支援加算	拠点である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合 2,000単位/月

地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の登録について（案）

◆事業者登録の要件等

≪事業者登録の考え方≫

- ・拠点等の機能を担う事業者は、当該事業について一定の経験および安定的に事業を運営する体制を有していることが必要。
- ・拠点等の機能を担う事業者は、各区域の現状や課題を十分認識したうえで事業を行い、地域のコンセンサスに基づき、効果的にその機能が発揮されることが求められるため、区地域自立支援協議会の同意を得ていることが必要。
- ・拠点等として登録した事業所は、障がいのある方が事業所を利用する際に参考とできるよう本市ホームページに掲載する。

≪登録の要件≫

●共通要件

- ・当該サービスを1年以上継続して実施していること
- ・地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、協議会との適切な連携が図られていること
- ・障がい者基幹相談支援センターと連携を図っていること

●サービス種別ごとの要件

サービス種別	要件	機能
計画相談支援・ 障がい児相談支援	相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤専従の者であり、かつ、常時の連絡体制を確保していること	【相談】緊急時の適切な相談対応、契約者以外からの相談への積極的な対応 【地域体制】地域の体制づくりに向けた積極的な取り組み
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護	居宅介護計画等に位置づいていない緊急の要請に対しても、速やかに相談に応じ、可能な限りサービス提供を行うこと	【緊急時】利用者、家族等からの要請に基づく緊急の居宅介護等の提供、契約者以外からの要請への積極的な対応
短期入所	常時の緊急受入体制を確保し、新規の相談を含む緊急の際の相談に積極的に応じ、円滑な受け入れを行うこと	【緊急時】緊急時の積極的な受け入れ、医療機関等への連絡などの対応
自立生活援助	常勤の従事者を1名以上配置して常時の連絡体制を確保し、かつ、現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること	【緊急時】緊急の事態における速やかな訪問による支援（深夜時間帯を含む）
地域定着支援	常勤の従事者を1名以上配置し、かつ、現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること、新規利用者からの相談に積極的の応じるなど、地域におけるニーズに適切に対応すること	【緊急時】緊急の事態における速やかな訪問による支援（深夜時間帯を含む）
地域移行支援	地域移行支援サービスを提供した利用者のうち、地域における生活に移行した者が直近3年以内に1名以上いること	【体験】地域移行支援の効果的な提供のため利用体験・宿泊体験の機会の積極的な提供

◆登録の流れ

① 登録を希望する事業者は、区地域自立支援協議会において説明を実施
事業者 → 基幹相談支援センター（窓口） ・ 基幹相談支援センターが事務局（区）と調整し、説明の場を設定
② 区地域自立支援協議会は、事業者の説明を踏まえて適切であることを確認し、登録に同意
区地域自立支援協議会 → 事業者 ・ 登録の要件を満たしていること、地域において連携しての取組が見込めることを確認
③ 事業者は、福祉局障がい福祉課へ登録を申請
事業者 → 福祉局障がい福祉課 ・ 必要書類に、区地域自立支援協議会での説明資料を添えて申請
④ 福祉局障がい福祉課は、必要事項を確認のうえ、登録を決定
福祉局障がい福祉課 → 事業者 ・ 「登録通知書」を交付（福祉局運営指導課への加算の届出時に写しを添付）
⑤ 福祉局障がい福祉課は、本市ホームページに登録情報を掲載
・ 事業者を選ぶ際の参考とする
⑥ 事業者は、地域生活支援拠点等としての取組を実施
事業者 ↔ 利用者 ・ 障がいのある人の地域生活を適切に支援
⑦ 事業者は、実施状況を年1回程度報告
事業者 → 福祉局障がい福祉課 ・ 実施状況を把握し、以後の検討につなげる